

市民生活部 市民税課
平成29年5月23日

【件名】

個人市・県民税特別徴収税額決定通知書の誤送付について

平成29年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（以下「通知書」という）の送付において、特定個人情報の記載された通知書の誤送付事案が発生しました。

【覚知日】 5月19日（金）

【概要】

11名分の特定個人情報（住所、氏名、個人番号、所得、税額等の課税情報）の記載された通知書をA社に送るべきところを、誤ってB社に送付した。

【経緯】

・5月19日（金） B社から、従業員以外の通知書が郵送されたとの連絡。

【原因】

A社から提出のあった給与支払報告書の総括表を作成する過程で、誤ってB社の指定番号で総括表を作成し、その情報に基づき通知書を作成したためB社に誤送付した。

【影響の範囲】

現時点で、B社給与事務担当者以外への特定個人情報の流出は、確認されていない。

【対応】

- ・5月19日（金） 誤送付した通知書の返送をB社に依頼。
A社に連絡するが、担当者不在。
- ・5月20日（土） 担当課がA社従業員10名に説明し、謝罪。
- ・5月21日（日） 残りの従業員1名に説明し、謝罪。
個人番号変更を希望する従業員には、変更手続きを説明。
- ・5月22日（月） A社へ説明し、謝罪。
- ・当市で総括表を作成したその他901事業所について、確認を行ったところ同様の事案はなかった。

【再発防止策】

- ・総括表作成時における確認を専任の担当者が実施する。
- ・研修やマニュアルの整備・充実を図る。

【問い合わせ】

市民生活部市民税課
電話（0986-23-2123）

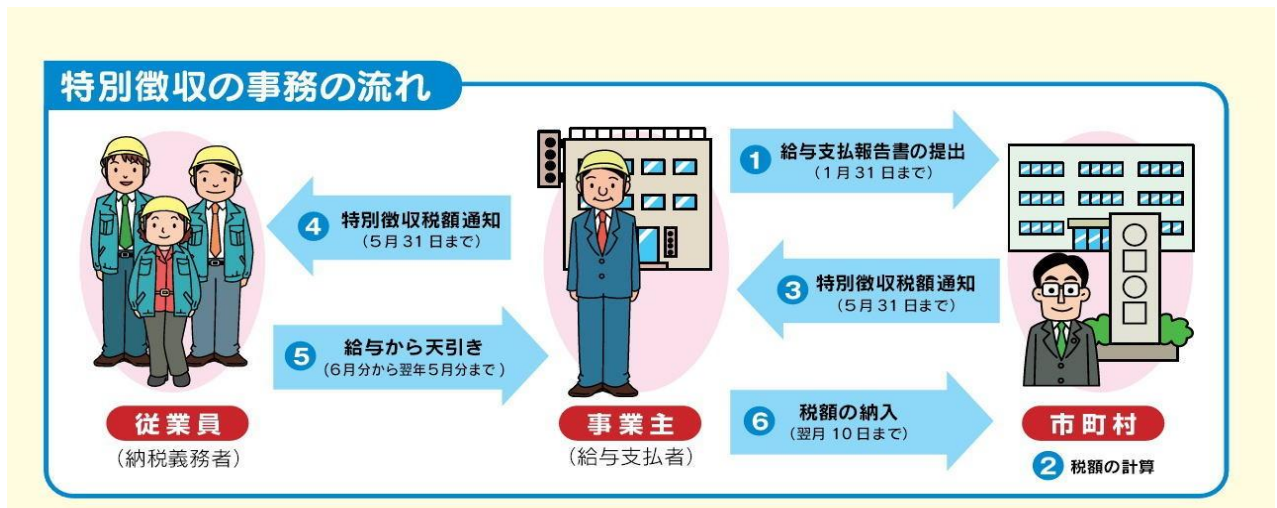
市・県民税の特別徴収について

特別徴収とは

事業者（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員（給与所得者）の市・県民税を毎月の給料から徴収（天引き）し、翌月の10日までに市町村に納入していただく制度です。

特別徴収の流れ

1. 毎年1月31日までに従業員（アルバイト・パート等を含む）の1月1日現在の住所地へ、給与支払報告書（総括表および個人別明細書）を提出していただきます。
2. 提出された給与支払報告書及び確定申告書等の課税資料により、都城市において市・県民税額を計算します。
3. 毎年5月31日までに、特別徴収義務者として事業所に対して、特別徴収税額の決定通知書、特別徴収のしおり等の必要書類を送付します。
4. 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）を切り離したうえで、各従業員にお渡し願います。
5. 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）に記載の納付額を、毎月の従業員給与から徴収（天引き）します。
6. 徴収していただいた市・県民税を翌月10日までに、最寄りの金融機関を通じて都城市に納入していただきます。



用語解説

・給与支払報告書

前年1月1日から12月31日までの間、事業所等が従業員等に給与を支払った場合、その事業所等が、従業員等の本年1月1日に居住する市区町村に提出する書類です。

1人につき1枚作成し、従業員等の氏名、生年月日、住所のほか、支払額や、被扶養者の人数、年末調整された生命保険料などの支払額や控除額などを記載します。

・総括表

従業員の住所地の市区町村ごとに、事業所の名称や住所、給与を支払っている従業員の人数や、その市区町村を住所地とする従業員の人数を記載し、各市区町村に従業員の給与支払報告書とともに提出する書類で、給与支払報告書の鏡となるものです。

・特別徴収義務者

地方税法第321条の4に規定されている特別徴収義務者のことで、従業員に支払う給与から、毎月、市民税・県民税の特別徴収（給与からの天引き）をしていただく法人や個人事業主の方を言います。

・指定番号

市区町村が、特別徴収義務者を指定した場合に、市区町村ごとに作成する番号です。市町村ごとに指定されるため、同じ事業所であっても、当市と他市町村では番号が異なります。

・個人市民税・県民税特別徴収税額決定通知書

通知書は2種類あります。

1 特別徴収義務者用

従業員の毎月の給与から税額を天引きしていただくため、従業員一人ひとりの月毎の税額と、合計額などが記載された通知書で、平成29年度分から個人番号が記載されています。

2 納税義務者用

特別徴収義務者を通じて、納税者個人へ配布していただく通知書で、税額その他、給与収入や所得、所得控除額、扶養の人数などが記載されています。納税義務者用には個人番号を記載しません。

・普通徴収

税額通知書や納付書を、納税義務者個人へ直接送付し、納付していただくものです。納期限は年4回に書かれています。金融機関やコンビニエンスストアなどで納付書を利用して納付していただく方法の他、口座振替で納付していただく方法があります。

主に、個人で農業や営業など、事業を営まれている方が対象となりますが、年度途中で会社を退職した場合も、特別徴収できなかった残りの税額が普通徴収へ変更となります。